館内飲食に関する規定

施 設		食 事	飲み物	飲 酒		備 考
				宴会・立食パーティ	食事会・食前酒程	
勤労文化会館	大ホール（客席）	×	×	×	×	
	大ホールホワイエ	○	○	○	○	
	小ホール（客席）	×	×	×	×	
	小ホールホワイエ	○	○	○	○	
	楽屋1～8	○	○	×	×	
	レセプションホール	○	○	○	○	
	研修室	○	○	○	○	
	和室	○	○	×	○	・会議の食事のみ可
	特別会議室	○	○	×	○	・会議の食事のみ可
	軽運動場	○	○	○	○	
	応接室	×	×	×	×	
	スタジオ	×	×	×	×	
ふるさと会館	まつの間	○	○	×	○	
	さつきの間	○	○	×	○	
	大慈庵	○	○	×	×	・茶会のみ
	栄松軒	○	○	×	×	・茶会のみ

※まつの間、さつきの間の使用については原則として茶会のみとする。ただし俳句会・短歌会のような和室にふさわしい催物や、途中で抹茶を飲むような会議の場合は許可する。